

令和6年度 介護保険料のお知らせ

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、介護保険事業計画に基づき、3年間の負担割合などを勘案して基準額を算出し、所得に応じて設定されます。令和6年度から令和8年度までの介護保険料基準額は、年額74,400円(据え置き)で、この基準額をもとに本人の所得状況および世帯員の課税状況により下表のとおり13段階(今年度から)に分かれます。個人ごとの介護保険料は、7月中旬に通知する予定です。

所得段階	所得段階の説明	保険料率	保険料年額(円)
第1段階	・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯かつ、老齢福祉年金受給者 ・住民税非課税世帯かつ、合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.285	21,300
第2段階	・住民税非課税世帯かつ、合計所得と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.485	36,100
第3段階	・住民税非課税世帯かつ、合計所得と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額×0.685	51,000
第4段階	・住民税課税世帯で、本人非課税かつ、合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.9	66,900
第5段階	・住民税課税世帯で、本人非課税	基準額	74,400
第6段階	・住民税課税者で、本人の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	89,200
第7段階	・住民税課税者で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	96,700
第8段階	・住民税課税者で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	111,600
第9段階	・住民税課税者で、本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.7	126,400
第10段階	・住民税課税者で、本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.9	141,300
第11段階	・住民税課税者で、本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×2.1	156,200
第12段階	・住民税課税者で、本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.3	171,100
第13段階	・住民税課税者で、本人の合計所得金額が720万円以上	基準額×2.4	178,500

※保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。介護が必要になったときに誰もが安心してサービスが利用できるよう、保険料の納付にご協力をお願いいたします。

保険料の納付方法	特別徴収：年金天引き 10月・12月・2月分の保険料は、7月中旬に通知する年間保険料額から仮算定保険料(4月・6月・8月)を差し引いた残りの額を割り振って納めていただきます。 普通徴収：納付書または口座振替で納付
----------	--

■ 問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007

重度障がい者(児)医療費

助成制度のお知らせ

町では、次の助成制度に該当する方が医療機関にかかった場合、医療費(保険適用分)等を助成しています。ただし、助成を受けるためには申請が必要です。

対象者	助成制度
<ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれかに該当する方 ● 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方 ● 療育手帳A1・A2・B1・B2の一部をお持ちの方(該当・非該当は福井県総合福祉相談所にて判断されます) ● 精神障害者保健福祉手帳1級・2級かつ自立支援医療受給者証をお持ちの方 	南越前町重度障がい者(児)医療費助成制度 ※所得制限あり

医療費受給者証の更新

- ・ 重度障がい者(児) 医療費受給者証の更新は申請不要です。
- ・ 所得や手帳等級などを審査した後、対象者は新しい受給者証を7月下旬に送付します。なお、現在お持ちの重度障がい者(児)医療費受給者証の有効期限は、7月31日です。
- ・ ※所得が未申告の方や施設入所者の一部の方には、申請書などを送付する場合があります。
- ・ ※受給資格の内容に変更が生じた場合は、直ちに届出をお願いします。

■ 問合せ 町民税務課
☎ 0778-47-8015